

伊丹市地方活力向上地域における固定資産税の税率の特
例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

伊丹市地方活力向上地域における固定資産税の税率の特例に関す
る条例の一部を改正する条例を別記のとおり制定する。

令和 6 年 6 月 4 日 提出

伊丹市長 藤 原 保 幸

理 由

奄美群島振興開発特別措置法第 38 条の地方税の課税免除又は不
均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等の一部を改
正する省令（令和 6 年総務省令第 35 号）による地域再生法第 17
条の 6 の地方公共団体等を定める省令（平成 27 年総務省令第 73
号）の一部改正等に伴うため。

伊丹市地方活力向上地域における固定資産税の税率の特例に関する条例の一部を改正する条例（令和６年伊丹市条例第　　号）

伊丹市地方活力向上地域における固定資産税の税率の特例に関する条例（平成２８年伊丹市条例第８号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項中「令和６年３月３１日」を「令和８年３月３１日」に改め、「規定する特定業務施設」の右に「及び同号に規定する特定業務児童福祉施設のうち当該特定業務施設の新設に併せて整備されるもの」を加える。

付則第２項中「令和９年３月３１日」を「令和１１年３月３１日」に改め、同項ただし書中「特定業務施設」の右に「及び同号に規定する特定業務児童福祉施設のうち当該特定業務施設の新設に併せて整備されるもの」を加える。

付　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

（特定業務児童福祉施設に関する経過措置）

２　この条例による改正後の第２条第１項の規定（地域再生法（平成１７年法律第２４号）第５条第４項第５号に規定する特定業務児童福祉施設のうち同号に規定する特定業務施設の新設に併せて整備されるものに係る部分に限る。）は、令和６年４月１９日以後に新設され、又は増設された減価償却資産について適用し、同日前に新設され、又は増設された減価償却資産については、なお従前の例による。